

令和元年度

# 琴平町水防計画書

## 目 次

第1章	総 則	．．．．．	P 1
第2章	水防組織	．．．．．	P 3
第3章	重要な水防箇所	．．．．．	P 7
第4章	予報及び警報	．．．．．	P 9
第5章	堰堤水門操作	．．．．．	P 15
第6章	気象予報等の情報収集	．．．．．	P 15
第7章	避難勧告等の発令基準と伝達方法	．．．．．	P 16
第8章	水防活動	．．．．．	P 18
第9章	協力及び応援	．．．．．	P 21
第10章	水防施設及び輸送	．．．．．	P 22
第11章	公用負担	．．．．．	P 23
第12章	水防通信連絡	．．．．．	P 24
第13章	水防実施状況報告	．．．．．	P 24
第14章	訓 練	．．．．．	P 24

# 水 防 計 画

## 第1章 総 則

### 1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、香川県知事から指定された指定水防管理団体たる琴平町が、同法第33条第1項の規定に基づき、琴平町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、琴平町域にかかる河川の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

現下災害の頻発する情勢とその被害の甚大なること及び復旧の困難な実状に鑑み、関係各水防機関は郷土保全の精神をもってこの計画を運用し組織の強化と資材器具等の整備を図り、あらゆる事態に対処し適切な水防活動を行い、十分な水防効果が発揮できるよう努めなければならない。

### 2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### (1) 洪水予報河川（土器川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

#### (2) 水防警報（土器川・金倉川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

#### (3) 水位周知河川（金倉川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

#### (4) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、

氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(5) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(6) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(7) 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）をいう。

(8) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(9) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(10) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

### 3 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

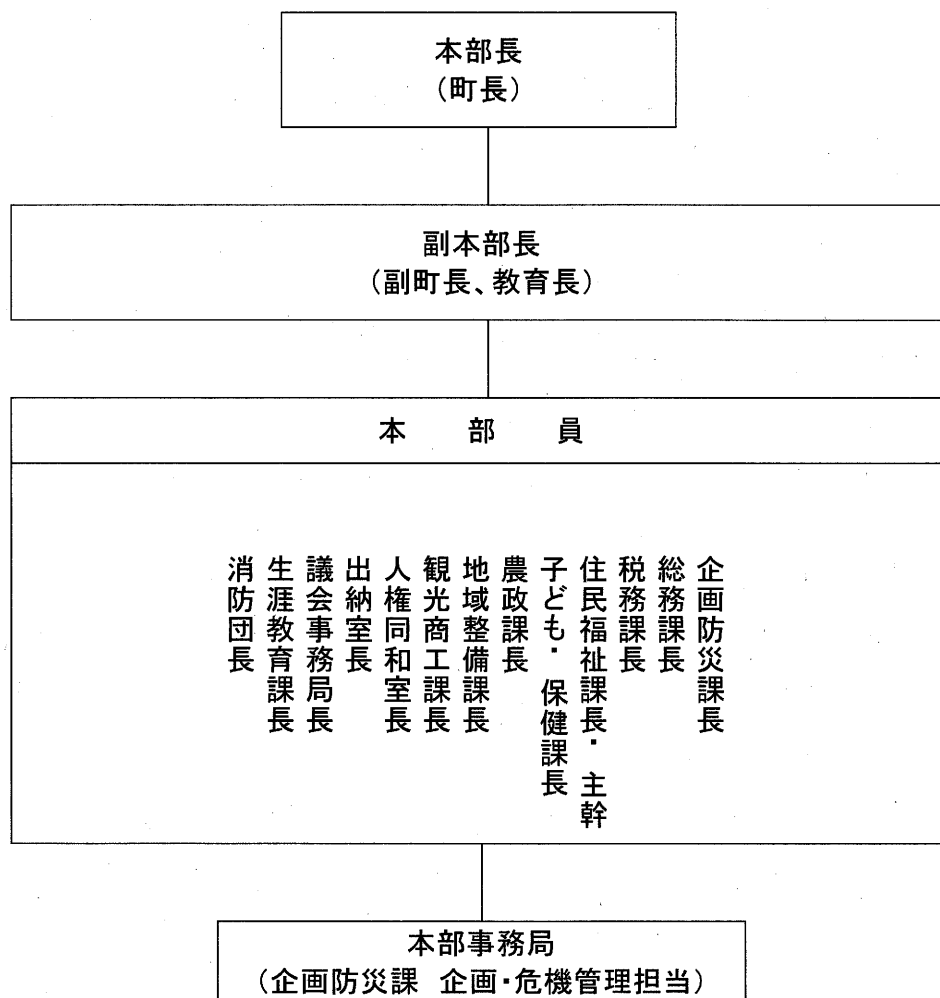
## 第2章 水防組織

### 1 町の水防組織

高松地方気象台より大雨に関する警報が発表されたとき、台風の接近により県下に高松地方気象台より暴風の警報が発表されたとき、もしくは、洪水等に対する危険があると町長が認めたときから危険が解消するまでの間、町役場内に水防本部を設置し水防に関する事務を処理するものとする。ただし、状況により水防本部を設置するまでの間は、総務課、農政課において業務を処理する。

なお、琴平町災害対策本部が設置されたとき、水防本部は、当該災害対策本部に統括されるものとする。

(注) 休日等で緊急連絡事務が生じた際の連絡等は、別表第1(P25)の連絡網により役場宿日直職員が連絡にあたるものとする。



※本部員は、全課の課長級の職員及び消防団長とする。

琴平町水防本部の事務分掌

班名	班長・副班長	担当課	担当	任務
総務班	◎企画防災課長 ○総務課長	総務課 企画防災課 (企画・危機管理担当)		水防本部会議の運営に関する事
				本部長の命令及び指示の伝達に関する事
				気象情報及び災害情報収集に関する事
				避難勧告・指示の伝達に関する事
				職員の動員、配置に関する事
				消防団の出動要請に関する事
				車両、資機材の確保及び配車に関する事
				各班との連絡調整に関する事
				職員の食料確保に関する事
				国・県及び防災関係機関との連絡、応援要請等に関する事
				仮設電話等の設置に関する事
				庁舎の被害状況に関する事
				所管施設の被害状況に関する事
				被害の集計・記録に関する事
義援金の配分に関する事				
その他、他の班に属さないこと。				
情報連絡 広報班	◎税務課長 ○議会事務局長 ○出納室長	税務課 議会事務局 出納室		気象及び災害情報の町民広報に関する事
				町民からの問い合わせ対応に関する事
				避難情報の伝達に関する事

			報道機関への連絡調整に関すること
			罹災証明に関すること
			ボランティアの受け入れ及び支援に関する こと
			その他情報連絡・広報に関すること
調査復旧班	◎農政課長 ○観光商工課長 ○地域整備課長	農政課	ダム・水門等の開閉に関すること
		観光商工課	関係機関(土地改良区)、団体(水利組合 等)との連絡調整に関すること
		地域整備課	所管施設の被害状況の調査、報告、復旧 に関すること
			土木施設、農業施設の被害状況の調査、 報告、復旧に関すること
			応急住宅の建築に関すること
			水道施設及び建築物の被害状況の調査、 報告に関すること
			飲料水の確保供給に関すること
			観光客等への避難所情報の伝達、避難誘 導に関すること
		その他、調査復旧に関すること	
住民生活対策 班	◎住民福祉課長 ○ " 主幹 ○子ども・保健課 長 ○人権同和室長 ○生涯教育課長	住民福祉課	避難所(所管施設)・福祉避難所の開設、管 理運営に関すること
		子ども・保健課	要援護者の状況把握と避難情報の配信に 関すること
		人権同和室	要援護者の避難誘導に関すること
		生涯教育課	避難者の情報集約に関すること
			救護施設の設置、管理運営に関すること
			医療機関との連絡調整に関すること
			所管施設の被害状況に関すること
			町営住宅の被害状況に関すること
		社会福祉施設の被害状況に関すること	

			避難所の応急食料の配給に関する事 園児、児童及び生徒の安全確保に関する事 災害時における学校給食に関する事 各種団体(婦人会等)への協力要請に関する事 倒壊建物のがれき処理に関する事 防疫及び消毒に関する事 感染症の防疫に関する事 し尿及びごみ処理に関する事 仮設トイレ、仮設風呂の設置に関する事 死体の火葬及び安置に関する事 その他、住民生活環境に関する事
水防活動班	◎水防団長 (消防団長) ○副団長	消防団	消防団員の招集及び出動配備に関する事 水防活動に関する事 増水状況及び危険個所の巡視に関する事 住民への広報活動に関する事 罹災者の避難誘導に関する事 その他、水防活動に関する事

※各班の班長は、随時行われる本部会時に各班の状況を簡潔に報告すること。

※◎は班長、○は副班長。



### 第3章 重要な水防箇所

河川重要水防区域は第1表の1、急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家等がある箇所とし、第1表の2(1)～(3)、土石流危険渓流は、土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を生じる恐れのある溪流とし、第1表の3(1)・(2)の通りとする。

第1表の1 河川重要水防区域一覧

番号	水系	河川名	危険度区分					計
			A	B	C	D	E	
1	金倉川	金倉川	380	810	2,740	770	15,800	20,500
2	"	満濃川			450		600	1,050
3	"	平松川			1,100			1,100

第1表の2(1) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表(自然I)

番号	箇所名	位置		地形		人家(戸)
		大字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
1	通町	川西	66	240	10	7
2	谷川 札の前	"	40	390	35	45
3	小松町(A)	"	44	110	11	9
4	通町(B)	"	40	140	11	6
5	南通町	"	50	190	70	15
6	愛宕町	"	38	140	19	9
7	小松町(B)	"	44	240	211	32
8	谷川	"	36	110	15	10
9	丸山	下櫛梨	64	170	68	7
10	谷川(2)	川西	34	220	104	17

I: 被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所

第1表の2(2) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表(自然II)

番号	箇所名	位置		地形		人家(戸)
		大字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
1	愛宕山	川西	46	130	60	3
2	山根(1)	下櫛梨	36	30	6	1
3	西山	川西	30	70	32	2
4	山根(3)	下櫛梨	33	25	5	2
5	山根(4)	"	39	60	60	1
6	山根(5)	"	32	70	62	1

第1表の2(3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表(人工II)

番号	箇所名	位置		地 形		人家 (戸)
		大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	
1	山根(2)	下櫛梨	43	30	9	3

II: 被害想定区域内に人家が1戸~4戸ある箇所

第1表の3(1) 土石流危険渓流I

番号	川 名		位 置		地 形	
	水系	河川名	渓流名	字	流路延長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
1	金倉川	金倉川	北山川	下櫛梨北山	0.13	0.03
2	金倉川	金倉川	北柳谷川	琴平南通町	0.15	0.06
3	金倉川	金倉川	川西下川	"	0.04	0.04
4	金倉川	金倉川	川西上川	琴平愛宕町	0.09	0.02
5	金倉川	金倉川	愛宕川	琴平谷川	0.06	0.04
6	金倉川	金倉川	揚子川	"	0.05	0.18
7	金倉川	金倉川	馬坂川	"	0.04	0.07
8	金倉川	金倉川	金毘羅川	琴平内町	0.23	0.12
9	金倉川	金倉川	荒神川	琴平西山東	0.30	0.16
10	金倉川	金倉川	照明寺川	琴平大西山	0.60	0.27
11	金倉川	金倉川	西山上川	琴平神明町下二	0.34	0.13

I: 保全人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。)の場所に流入する渓流。

第1表の3(2) 土石流危険渓流II

番号	川 名		位 置		地 形	
	水系	河川名	渓流名	字	流路延長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
1	金倉川	金倉川	中柳谷川	琴平愛宕町	0.11	0.06

II: 保全人家戸数が1戸~4戸の場所に流入する渓流。

## 第4章 予報及び警報

### 1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

高松地方気象台長は、気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	暴風特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※ 大雨警報及び大雨特別警報については、特に注意すべき事項を「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記します。

#### 特別警報

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風になると予想される場合

### 大雨注意報

市 町	発 表 基 準	
	表 面 雨 量 指 数	土 壌 雨 量 指 数
琴 平 町	9	94

### 大雨警報

市 町	発 表 基 準	
	表 面 雨 量 指 数	土 壌 雨 量 指 数
琴 平 町	12	124

### 洪水注意報

市 町	発 表 基 準	
	流 域 雨 量 指 数	複 合 基 準 (表 面 雨 量 指 数 と 流 域 雨 量 指 数)
琴 平 町	金 倉 川 流 域 = 6	金 倉 川 流 域 = ( 7 , 4 . 8 )

### 洪水警報

市 町	発 表 基 準	
	流 域 雨 量 指 数	複 合 基 準 (表 面 雨 量 指 数 と 流 域 雨 量 指 数)
琴 平 町	金 倉 川 流 域 = 7 . 6	金 倉 川 流 域 = ( 7 , 6 . 8 )

### 暴風警報

市 町	発 表 基 準
琴 平 町	平均風速が、陸上 20m / s 以上になると予想される場合

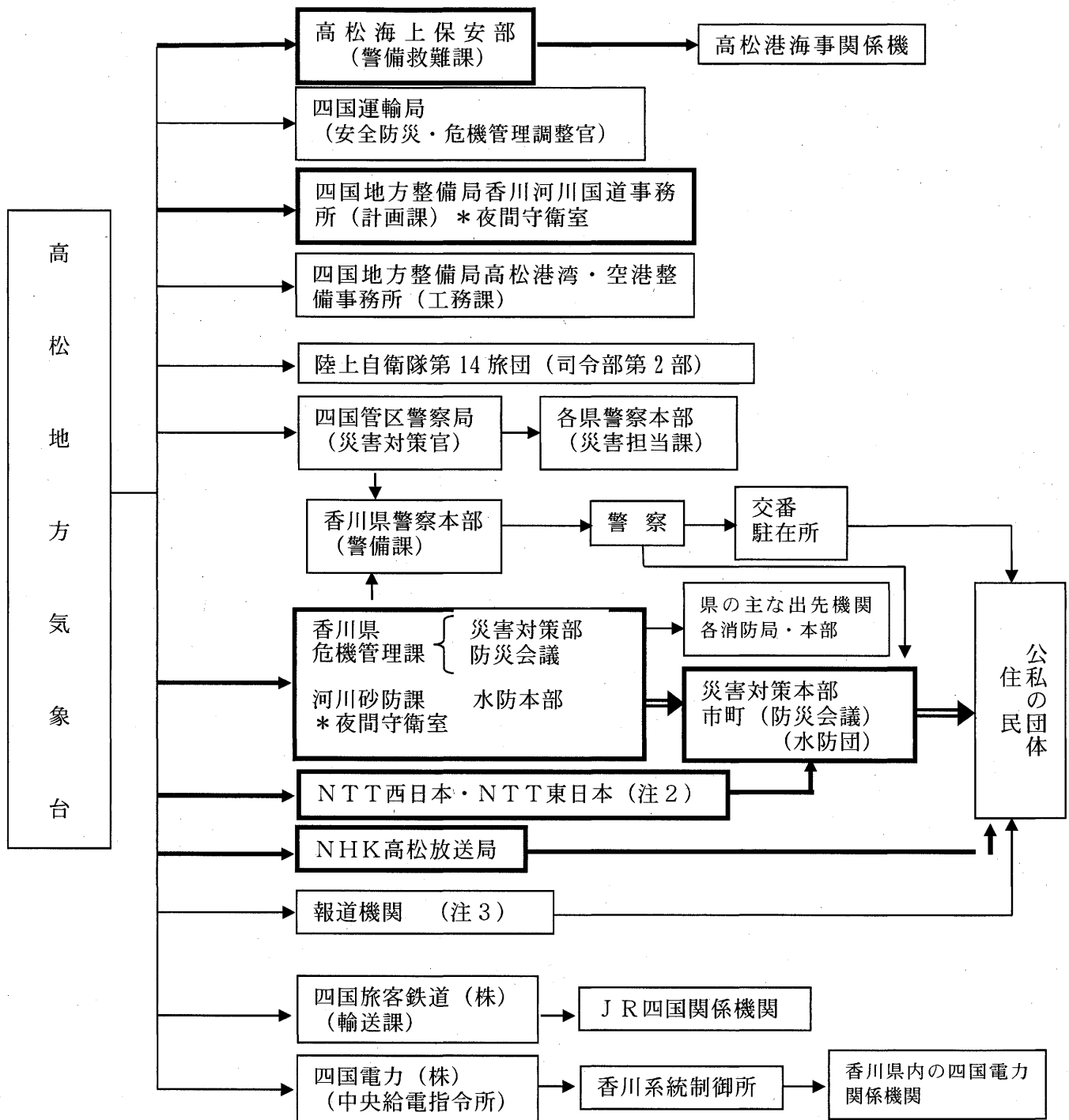
- 注) 1. 表面雨量指数は、短時間降雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。  
 2. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標である。  
 土壌雨量指数は、1 km 四方毎に設定している。  
 3. 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標である。  
 洪水の欄中。「○○川流域=10」は、「○○川流域の流域雨量指数 10 以上」を意味する。

### (2) 警報等の伝達経路及び手段

本部長は、高松地方気象台より大雨に関する警報が発表されたとき、台風の接近により県下に高松地方気象台より暴風の警報が発表されたとき、若しくは、洪水等に対する危険があると認めたとき、これを別表第1の連絡網により通知し、気象通報の内容により伝達系統(図-1)に従って関係機関及び住民に周知する。なお、伝達手段として防災行政無線等を活用する。この場合、連絡時刻を記録しておくものとする。

気象予報の収集にあたっては、防災情報提供システム(高松気象台)や、かがわ防災 Web ポータル等により行うこととする。

図-1 注意報、警報、特別警報等（津波は除く）の伝達系統図



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
- 2 NTT西日本・NTT東日本へは、特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

## 2 洪水予報河川における洪水予報

### (1) 国土交通大臣と気象庁長官の共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う次の河川については、国土交通省香川河川国道事務所と高松地方気象台が、次に示す計画に基づき雨量・水位・水量等を示して洪水予報を発表する。

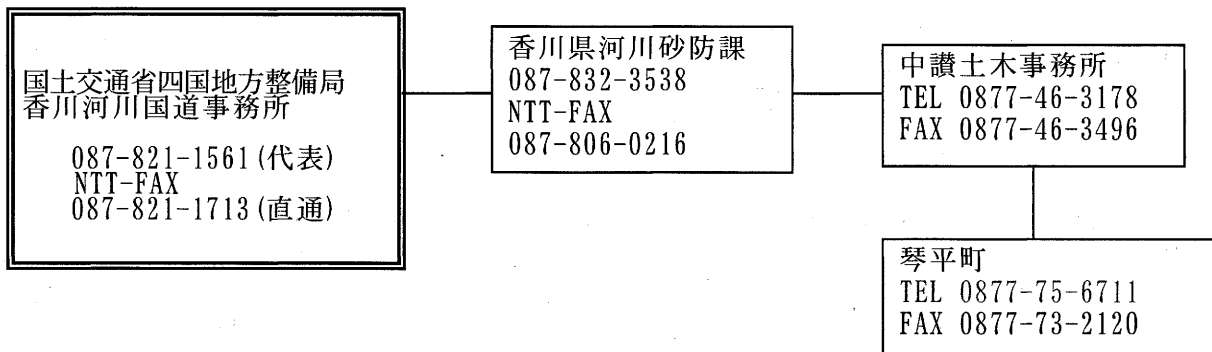
#### ① 洪水予報の実施河川・区域・基準地点・担当官署

水系名及び河川名	実施区間	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
土器川水系 土器川	左岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から18.85km）から香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先（海から12.031km）まで  右岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から18.85km）から香川県丸亀市綾歌町岡田西地先（海から10.827km）まで	祓川橋 （まんのう区域） 水位観測所  香川県仲多度郡 まんのう町羽間1841-1	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所  高松地方気象台

#### ② 洪水予報の種類・発令基準

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点（祓川橋）の水位がはん濫注意水位（3.7m）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点（祓川橋）の水位が一定時間後に氾濫危険水位（4.3m）に達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（4.0m）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点（祓川橋）の水位が、氾濫危険水位（4.3m）に達したとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間において氾濫が発生したとき
解除	降雨・水位の状況から、基準地点の水位が氾濫注意水位を下回り、洪水による被害が生じる恐れなくなったとき

#### ③ 伝達系統図



### 3 水位周知河川における水位到達情報

#### (1) 種類及び発表基準

水防法第13条の規定により知事が指定した河川について中讃土木事務所は予め定めた計画により水位または流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。

また、避難のための立退きの勧告若しくは指示又屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

#### ① 知事の行う水位周知河川

河川名	区 域		延 長	基準水位観測所
金倉川	左岸	まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	から海まで (河 口)	高 藪 橋
	右岸			
			19.14km	
			19.18km	

#### ② 水位周知河川の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位観測所	地先名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位
金倉川	高 藪 橋	琴平町 高藪	河口より 12.1km	0.65m	1.40m	1.95m	2.10m

※ 避難判断水位とは、避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

※ 氾濫危険水位とは、避難勧告との発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。なお、水防法第13条第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

#### ③ 水位情報の通知基準・実施方法

##### ア) 水位情報の通知基準

基準水位観測所の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達したとき

##### イ) 実施方法

水位周知河川における避難判断水位及び氾濫危険水位の到達情報通知について中讃土木事務所は、FAX及び電話による受信確認により通知連絡しなければならない。

一般に対しては、県から報道機関を通じて周知するとともに、町は、防災行政無線、広報車等により周知を行うものとする。

④ 発表の様式

避難判断水位情報及び氾濫危険水位情報の発表の様式は、香川県水防計画によるものとする。

⑤ 伝達系統

別表第2(P25)による。

4 水防警報

(1) 種類及び発表基準

水防法第16条の規定により知事が指定した河川についての水防警報の発表は、中讃土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準 金倉川
待機	水防団員の足留めを行うもの	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの	水位が 0.65m に達し、なお上昇の恐れがあるとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が 1.40m に達し、なお上昇の恐れがあるとき
情報	増水(出水)状況、河川状況等を適宜提供する	—
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防活動を必要としなくなったとき

① 知事が行う水防警報河川

河川名	区 域		延長	基準水位観測所
金倉川	左岸	まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	19.14km	高藪橋
	右岸	まんのう町神野 字神野 172 番地地先		
	幹川	から海まで (河口)	19.18km	



② 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位観測所	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
金倉川	高藪橋	琴平町高藪	河口より 12.1km	0.65m	1.40m

③ 発表の様式

水防警報、水防情報の発表の様式は、香川県水防計画によるものとする。

④ 伝達系統

別表第2による。

## 第5章 堰堤水門の操作

第2表による堰堤等の管理者（操作担当者）は、気象注意報・警報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めるときは、堰堤余水吐通口を開放、水位の低下をはかる等適切な措置を講ずることものとする。なお、操作については関係管理者団体において所定の基準に従い確実な操作を実施するものとする。

第2表 堰堤一覧表

河川名	堰堤名	管理者	操作担当者
金倉川	神事場堰	農政課長	農政課員
金倉川	庄湊堰	農政課長	農政課員
金倉川	大宮堰	農政課長	農政課員

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報等については、以下のウェブサイト等でパソコン等から確認することができる。また、防災情報メールに登録することにより携帯メールで気象情報や避難情報等を受け取ることができる。

(1) 気象予報

高松地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/takamatsu/>

(2) 雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報等

香川県かがわ防災 Web ポータル <http://www.bousai-kagawa.jp/>

## 第7章 避難勧告等の発令基準と伝達方法

### 1 避難勧告等の発令基準等について

#### (1) 大雨・洪水等による避難勧告等の発令の判断基準

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示
<ul style="list-style-type: none"><li>金倉川の水位が避難判断水位(1.95m)になった場合。</li><li>大雨警報(浸水害)または洪水警報が発表された場合。</li><li>土器川(洪水予報河川)避難判断水位(4.00m)になった場合。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>金倉川の水位が氾濫危険水位(2.10m)になった場合。</li><li>土器川(洪水予報河川)氾濫危険水位(4.30m)になった場合。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>金倉川の水位が2.10mを超え河川の氾濫が起こりそうな場合。</li><li>破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見をした場合。</li></ul>

#### (2) 土砂災害による避難勧告等の発令の判断基準

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示
<ul style="list-style-type: none"><li>大雨警報が発表され夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合。</li><li>夜間に土砂災害警戒情報が発表される可能性がある場合。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>土砂災害警戒情報が発表された場合。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>近隣で土砂災害が発生</li><li>近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)の発見した場合。</li></ul>

### 2 避難勧告等の周知伝達

避難勧告等を発令した場合、防災行政無線、広報車、HP、CATV、香川県防災情報システム等を活用し周知伝達する。

### 3 避難勧告等の発令単位

避難勧告等を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に避難勧告等を発令する。

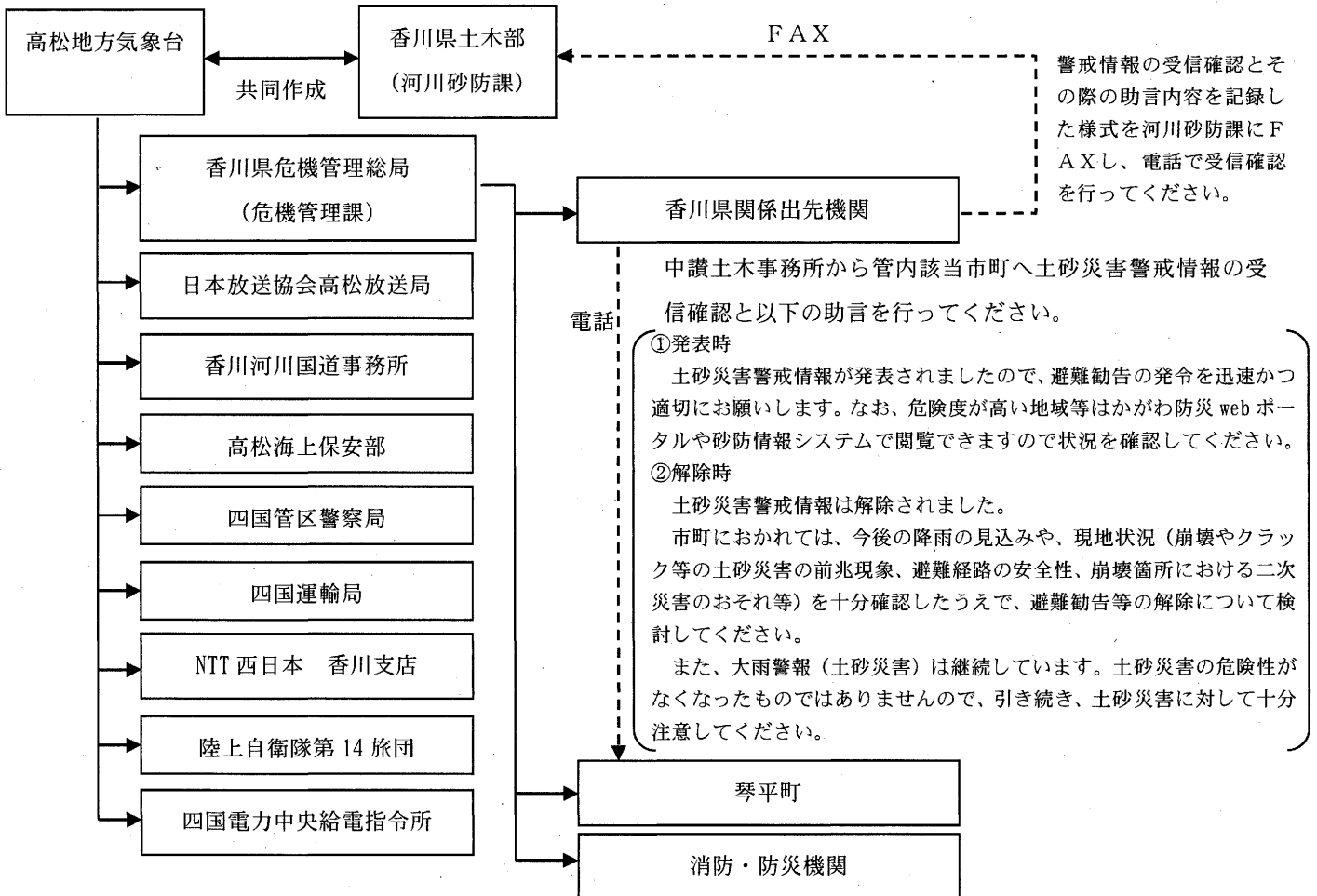
### 4 土砂災害警戒情報

災害対策基本法第40条及び第55条、気象業務法第11条の規定により香川県土木部と高松地方気象台が、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表する。

土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

発表対象地域（市町）	発表作業担当部署	作業場所と連絡先
香川県内の全市町を対象とする。 (市町単位で発表する。)	香川県土木部	河川砂防課 連絡責任者 河川砂防課長 電話 087-832-3543 FAX 087-806-0216
	気象庁高松地方気象台	現業室 連絡責任者 観測予報管理官 電話 087-867-6113 FAX 087-866-6602

土砂災害警戒情報の連絡系統図



※ 中讃土木事務所は、土砂災害警戒情報発表後に市町が迅速かつ的確な避難勧告の発令ができるよう県と気象台が土砂災害警戒情報の発表について協議する段階から、管内該当市町へ砂防情報システムの確認などにより土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

【河川砂防課⇒事務所】 ◆◆◆地区付近において土壌雨量指数が高まっているため、県と気象台は土砂災害警戒情報の発表について協議しています。土木事務所は関係市町へ、このことについて情報提供してください。

【事務所⇒市町】 ◆◆◆地区付近において土壌雨量指数が高まっているため、県と気象台は土砂災害警戒情報の発表について協議しています。発表後には迅速かつ的確に避難勧告が発令されるよう準備して下さい。

## 第8章 水防活動

### 1 水防団の出動準備及び出動

#### (1) 出動準備

本部長は、次の場合は、水防団の団長及び分団長等を所定の屯所に集合させ、資器材の整備点検を行わせるとともに、団員の配備計画等により、水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させるものとする。

準備命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。

- ① 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想される時。
- ② 豪雨により破堤、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される時。
- ③ 気象状況等により洪水の危険が予想される時。

### 2 出動

水防法第16条に基づき、水防団の出動に関する水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位に達したとき、その他必要と認めるときは、本部長は予め定めた計画により直ちに水防団を出動させなければならない。

この場合、直ちに中讃土木事務所に報告しなければならない。

### 3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 4 報告

下記の場合において本部長は、速やかに中讃土木事務所に報告しなければならない。なお、水防本部を設置したとき及び立退き避難を指示したときは、香川県危機管理課に報告しなければならない。

- (1) 水防作業を開始したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき
- (3) 人員又は資材の応援を必要とするとき
- (4) 立退き避難を指示したとき
- (5) 氾濫注意水位以下に減少又は危険のおそれのない状態になったとき
- (6) 水防が終了したとき

## 5 警戒区域の指定及び居住者等の水防義務

水防法第 21 条の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防活動上必要ある場合は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができるものとする。また、同法第 24 条の規定により、本部長、水防団長、又は消防機関に属する者は、水防のためやむを得ないと認めるときは、その区域内の居住者もしくは水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

## 6 避難のための立退き

- (1) 本部長は、洪水又は上流の溜池及び河川の決壊等により著しく危険が切迫していると認めるとき、知事の指示を受けるものとする。
- (2) 本部長は、緊急の場合は水防信号により水防団に連絡をし、水防法第 29 条により立退き又はその準備を指示する。
- (3) 緊急の場合で知事の指示を受ける暇がなく本部長が立退きを指示する場合は、予め琴平警察署長に通知するとともに、その旨を速やかに中讃土木事務所及び知事に報告しなければならない。

## 7 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者等は、随時町内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### (2) 出水時

本部長は、特に警戒を要する重要水防区域に対し、常に重点的な監視警戒をしなければならない。出水により監視及び警戒を厳にして異常を発見したときは、直ちに中讃土木事務所長に報告するとともに応急の措置を講じなければならない。

## 8 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法等第 25 条

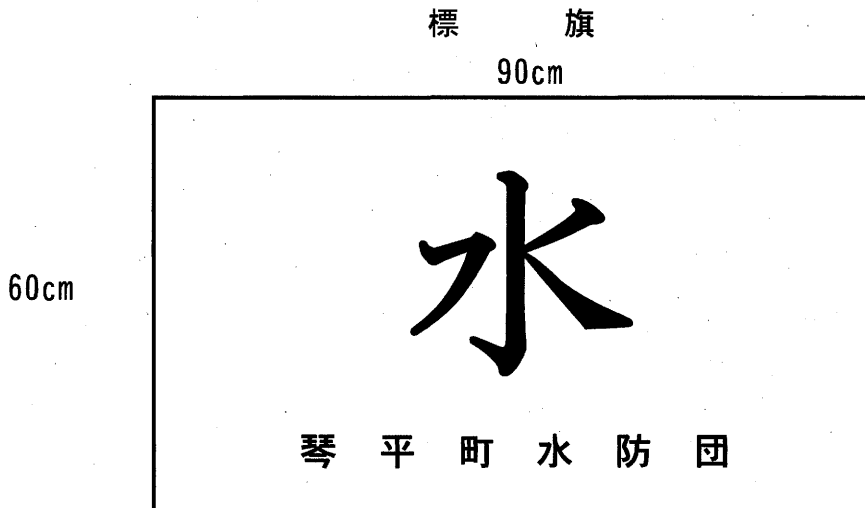
の規定により直ちに中讃土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

#### 9 水防解除

本部長は、水位が氾濫注意水位以下になり、水防警報河川における水防警報（解除）が発表され、水防警報の必要がなくなったときは、本部長は水防体制を解除し、これを一般に周知すると共に関係機関に対してその旨を通知するものとする。

#### 10 水防標識

水防活動のため出動する水防用緊急自動車は、優先通行を確保するため、下図の標識を用いるものとする。



## 第9章 協力及び応援

### 1 河川管理者の協力

#### (1) 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する一級河川土器川（指定区間外）において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

#### (2) 河川管理者香川県知事の協力事項

河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に対して、次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与、かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

### 2 応援

水防法第22条及び23条に基づき本部長は、緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、市町村長、消防長又は警察署長に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は器具資材を携行し、応援を求めた水防管理者の管轄に入る。

### 3 相互協定

隣接する水防管理団体は、情勢の通報、協力、応援等水防事務に関し、予め相互協定を締結しておくものとする。

## 第 10 章 水防施設及び輸送

### 1 町の備蓄資材の整備基準

町の備蓄資材は重要水防区域の平均 2 キロメートルにつき、1 棟の割合で水防倉庫または代用備蓄場を設け、第 4 表に示す資機材を備蓄するものとする。

第 4 表

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう袋又は空俵	800枚	鎌	4丁
ブルーシート	10枚	カケヤ	2ケ
スコップ	10丁	ノコ	3丁
刃口	5丁	オノ	3丁
つるはし	2本	発電機	1台
口 - プ	100m	照明具	3組

- 2 備蓄資材又は器具等が管理責任者において調達しがたい場合は、本部長に要請するものとする。
- 3 町は、1 項の基準により所要の資材器具を常時より確保しておくものとする。
- 4 器具又は資材は毎年出水期までに点検し、使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- 5 輸送の確保として必要に応じトラック等を配置するものとする。



## 第 11 章 公用負担

### 1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防長は水防法第 28 条に基づき次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石竹木その他の資材の使用収用
- (3) 自動車、その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

### 2 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は水防管理団体、水防団長又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、証明書（第 1 号様式）を携行し、必要ある場合に提示すべきものとする。

### 3 公用負担証

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令票（第 2 号様式）を目的物の所有者又は、これに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 1 号様式)

<b>公 用 負 担 命 令 権 限 証</b>			
琴平町水防団 ○ ○ ○ ○			
上記の者の		の区域における水防	
法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する			
令和	年	月	日
琴平町長 ○ ○ ○ ○			

(第 2 号様式)

<b>公 用 負 担 証</b>			
目 的 物	種 類		
負担の内容	使用・収用・処分等		
令和	年	月	日
琴平町長 ○ ○ ○ ○			
事務取扱者			印

## 第12章 水防通信連絡

- 1 本部長は、水防上緊急を要する通信連絡については、中讃土木事務所及び琴平警察署に電話もしくは伝令をもって通信連絡をするものとする。
- 2 本部長は、水防本部並びに各分団に電話もしくは伝令を配置しておくものとする。
- 3 災害時の通信連絡  
町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、県防災情報システム等を利用して行う。
  - (1) 県防災行政無線の運用  
災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。
  - (2) 県防災情報システムの運用  
町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。
  - (3) 電気通信事業者の設備の利用  
災害時優先電話の利用  
災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTTに申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を利用する。
  - (4) 他の機関の専用電話の利用  
災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話等がある。

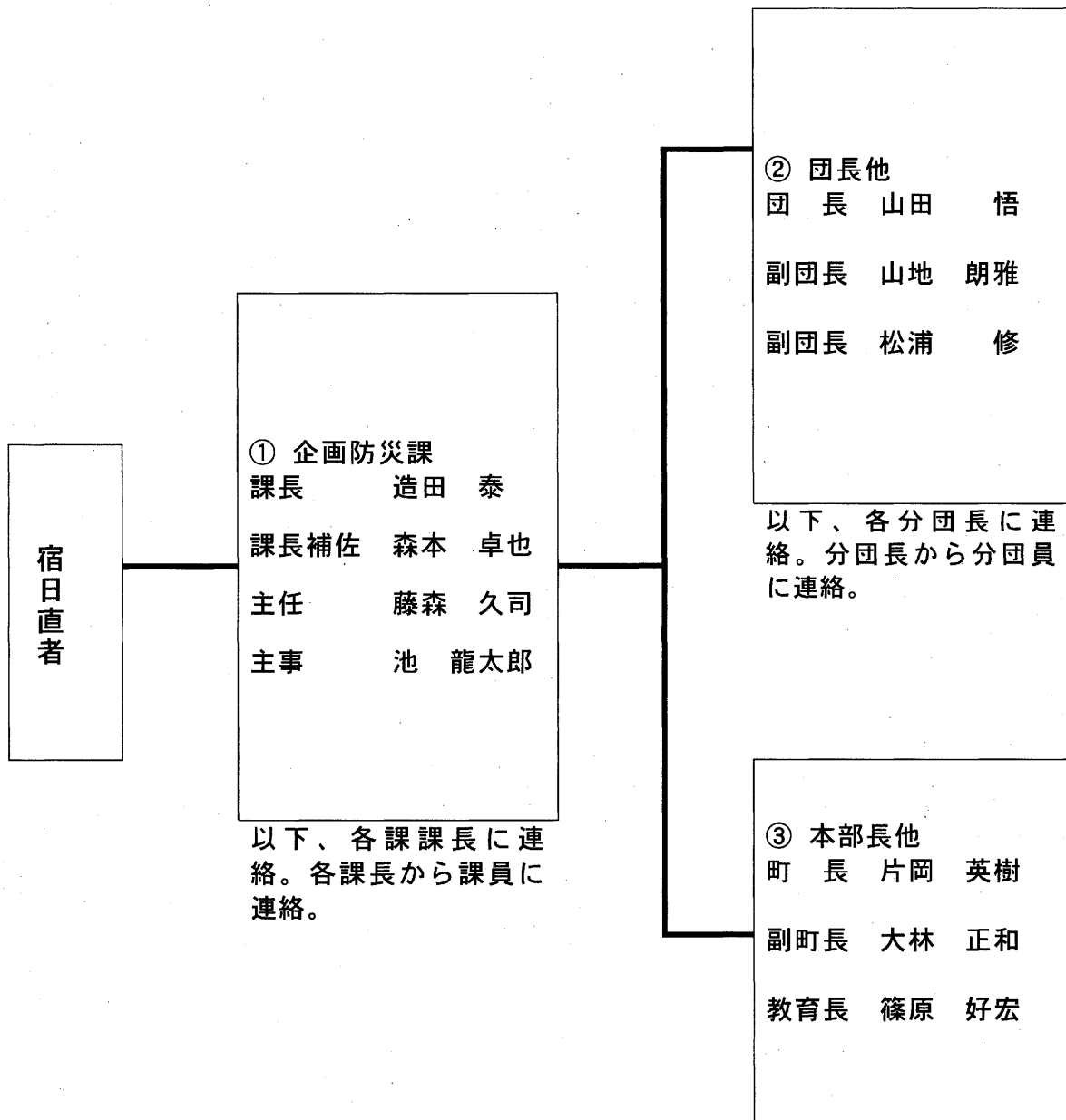
## 第13章 水防実施状況報告

本部長は、水防が終結したとき、延滞なく別紙様式第1により知事に報告するものとする。

## 第14章 訓練

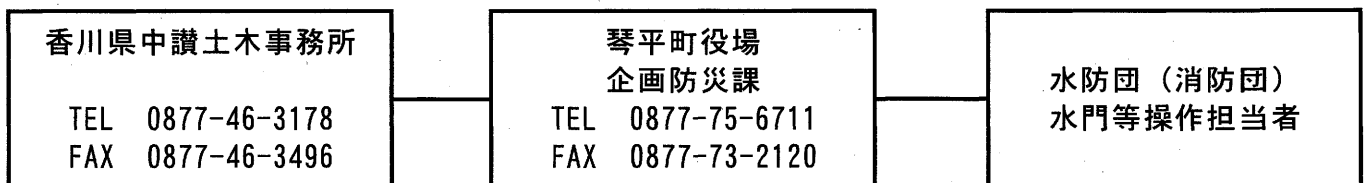
水防作業は、暴風雨の最中又は夜間等に行うことが多いので、平素における用意周到な訓練が特に大切である。さらに、少なくとも毎年1回以上あらゆる事態を想定してこれに対する水防工法並びに出動、避難、警戒を併せた訓練をしなければならない。

別表第1 連絡網



別表第2 伝達系統（水防警報河川及び水位周知河川）

【金倉川】



参 考

水防倉庫

琴平町 129 の 4 番地

災害時優先電話		電 話 番 号
	琴平町地震対策	0877-75-6711
	琴平町役場 F A X	0877-73-2120
	災害時優先携帯電話	080-2984-0763
連 絡 先	住 所	電 話 番 号
琴平町消防団団本部	仲多度郡琴平町 129-1	0877-75-1592
仲多度南部消防組合消防本部	仲多度郡琴平町五條 313	0877-73-4211
中讃土木事務所	坂出市江尻町 1355	0877-46-3178
香川県 危機管理課	高松市番町 4 丁目 1 番 10 号	087-832-3187
香川県 河川砂防課	高松市番町 4 丁目 1 番 10 号	087-832-3544
香川県水防本部	高松市番町 4 丁目 1 番 10 号	087-832-3545
琴平町社会福祉協議会	仲多度郡琴平町榎井 891-1	0877-75-1371

指定避難所兼指定緊急避難場所一覧表

避難所名	所在地	電話番号	収容人員 (人)	浸水想定 区域浸水深	災害種別		
					洪水	土砂	地震
香川県広域水道企業団五条浄水場	琴平町五條 71	75-6717	123	50cm 未満	○	○	○
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494	444	50cm 未満	○	○	○
榎井公民館	琴平町榎井 85-3	75-3575	108	50cm 未満	○	○	○
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661	73-4181	694	50cm 未満	○	○	○
琴平町立南幼稚園	琴平町 102-1	73-2521	133	50cm 未満	○	○	○
琴平町立南保育所	琴平町 103	75-1022	313	50cm 未満	○	○	○
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	73-2831	444	50cm 未満	○	○	○
琴平町総合センター	琴平町榎井 817-9	75-6718	270	50cm 未満	○	○	○
琴平町社会福祉センター	琴平町榎井 891-1	75-1371	65	50cm 未満	○	○	○
琴平町文化会館	琴平町 758-1	73-5586	41	—	○	△	○
琴平町立ふれあい交流館	琴平町苗田 995-4	73-3891	65	50cm 未満	○	○	○
琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田 1020-1	73-2881	80	50cm 未満	○	○	○
琴平町立教育集会所	琴平町苗田 1020-1	73-5870	40	50cm 未満	○	○	○
琴平町立北保育所	琴平町苗田 634-1	73-3440	163	50cm 未満	×	○	○
象郷農業構造改善センター	琴平町苗田 631-3	75-3135	90	50cm 未満	×	○	○
琴平町立象郷小学校	琴平町上櫛梨 26	73-2830	337	—	○	○	○
琴平町立北幼稚園	琴平町上櫛梨 31-1	73-2523	137	—	○	○	○
いこいの郷公園	琴平町五條 1022-1	75-0010	1,730	—	○	○	○
香川県立琴平高等学校	琴平町 142-2	73-2261	1,999	50cm 未満	○	○	○
香川県立農業大学校	琴平町榎井 34-3	75-1141	375	50cm 未満	○	○	○

○：避難所、避難場所として可能

△：避難所、避難場所として条件付きで可能（二階を使用など）

×：避難所、避難場所として使用不可

様式第1 水防実施状況報告書

水防管理団体名										(水防管理団体で水防実施箇所毎に作成するもの)																	
水防実施時の台風又は豪雨名										作成責任者 _____ 印																	
降水時間		月 日 時 分から		月 日 時 分まで		時間		分		指定・非指定の別																	
降水量										報告年月日 年 月 日																	
場所		(川支流) 川 右岸 左岸 地先 m								区分		管理団体分 (円)		県支出分 (円)		合計 (円)											
		日 時		自 年 月 日		至 年 月 日		水防団員		消防団員		その他		計		人件費		手当		その他							
費用				資材費		器材費										燃料費		雑費		公用負担		合計					
出動人員数		人		人		人		人		人		人		人		人		人									
水防作業の概要及び工法		工法 箇所 m								費用		公用負担		合計													
水防の結果		区分		堤防		田		畑		家屋		鉄道		道路		人口		その他		使用		土のう袋					
		効果		m		ha		ha		戸		m		m		人		人		資		ブルシート					
		被害		m		ha		ha		戸		m		m		人		人		材		なわ					
																						丸太					
他の団体の応援状況										公用負担の内訳																	
警察官の応援状況										立退きの状況及び指示の理由																	
居住者等の出動状況										水防活動に関する自己評価																	
水防関係者の死傷										堤防その他の異常の有無と、緊急工事が必要な場所																	
水防功労者の氏名、年齢、所属及び功労概要										備考																	